

委員会提出議案第3号

山陽小野田市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について
山陽小野田市議会委員会条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成29年9月15日提出

提出者 議会のあり方調査特別委員長 矢田松夫

山陽小野田市議会委員会条例の一部を改正する条例
山陽小野田市議会委員会条例（平成17年山陽小野田市条例第209号）の
一部を次のように改正する。

第2条第2項第4号中「9人」を「21人」に改める。

附 則

この条例は、平成29年10月10日から施行する。

山陽小野田市議会委員会条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(常任委員の所属、常任委員会の名称、委員定数及びその所管)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 常任委員会の名称、委員の定数及びその所管は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 一般会計予算決算常任委員会 <u>21人</u> 一般会計の予算及び決算に関する事項</p>	<p>(常任委員の所属、常任委員会の名称、委員定数及びその所管)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 常任委員会の名称、委員の定数及びその所管は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 一般会計予算決算常任委員会 <u>9人</u> 一般会計の予算及び決算に関する事項</p>